

建設人・九条の会

建設人の団結で平和の基盤を築こう！

世論は、憲法九条改定を否定している



最近の朝日新聞の世論調査（5月3日付朝刊）では、自衛隊について「憲法を改正して、自衛隊の存在を明記する必要がある」62%、第九条について「**第9条をそのまま残し、新たな条文を追加する**」64%、自衛隊の海外での活動について「カンボジアのような国連平和活動まで求める」46%、「イラクのような戦闘が続いている国での復興支援も認める」22%、「**武力行使も認める**」15%でした。

憲法9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

憲法九条は、従軍命令を拒否する国民の権利を保障する拠りどころ

自民党憲法草案における九条改定の内容

第九条の二(自衛軍) わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。

2. 省略

3. 第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行なわれる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行なうことができる。

既に存在する徴用のための法令

自衛隊法103条

2 第76条第一項の規定により、自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定めるものの要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定めた地域に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定めるものが指定したものに従事することを命ずることができる。

しかし、自民党の憲法草案は9条2項3において、わが国の平和と独立、国と国民の安全確保に関わらない、国際的に協調して行なわれる活動や緊急事態における活動に自衛軍が出動することを規定しています。この狙いは、**戦力の不保持、国の交戦権の否定という憲法第九条の要となる規定を改定し、アメリカの戦争へ労働者・国民を動員できる体制をつくることにあります。**

自民党が、憲法九条2項の改定を提起しているのは、アメリカの要求に従ってイラクに自衛隊を派兵したものの、憲法の規定に縛られ、人道的復興支援活動にのみ従事することになっているためです。もし仮に、憲法九条の明文改定が挫折したもつとで、アメリカの新たな戦争に、自衛隊を参戦させようとしても、現行裁判制度の下で到底正当化され得るものではありません。ましてや、**そのような状況下で発せられた、国民・労働者への従軍命令を拒否することは、憲法九条により、国民の権利として保障されることとなります。**

建設人・九条の会

建設・運輸・医療・公務従事者が 動員を拒否すれば戦争は遂行できない

現行の自衛隊法の103条には、医療、建設、運輸の従事者に対する徴用命令の規定が存在します。しかし、これらの分野の官民労働者が、世論の支持の下、憲法九条の平和主義、戦争拒否の理念を貫くならば、日本は戦争を継続的に遂行することができません。そして、今日、これらの分野には、比較的強力な労働運動と業者運動があり、また職業人としての倫理や平和への意思も顕著なものがあります。

地方や建設の各分野の取り組みから

埼玉県・越谷市では05年1月に越谷市九条の会を結成しました。連合に加盟する越谷市職員労働組合の書記長と全労連に加盟する埼玉土建一般労働組合越谷支部の書記長がそろって呼びかけ人に名を連ねるなど、ナショナル・センターの違いを超え、憲法九条を守る一点で共同をすすめています。

千葉土建は九条改悪反対の署名運動を組合員の一人10筆(25万筆)の目標で、14万筆を越えて取り組みがすすんでいます。

埼玉土建でも、同じく一人10筆(80万筆)の目標で、25万筆を越えています。

国土交通共闘(全運輸、全気象、全港建、全建労、管理職ユニオンが参加)北信越九条の会が、2006年1月1日に発足、各組合の青年部、女性部また退職者の会も参加して、活動を開始しています。

建設人・九条の会によせられた声から
「9条は日本の誇り、人類の希望です。」

(白井 隆庭園都市計画家)

「後世に誇るべき憲法、この憲法の下ですくすく育った戦後世代の我らは今こそその恩にむくいたい。」

(沓澤 強 会社員 建築技術者)

「建設人は国家平和を守る礎になるべき。戦はなくさなければならない。」

(安部高市 建築大工)

これらの部門を中心に、憲法九条を守る一点で広範な職業人と国民・市民の連携と団結をつくり、日本の平和の基盤を固めなおすことが求められているのではないのでしょうか。そのために建設産業の内外に九条の会をつくり、広げることを呼びかけます。

建設人・九条の会よびかけ

に賛同を!

よびかけ、賛同署名用紙は、建設人九条の会HP
<http://kenseiken.net/>からダウンロード

地域・職場に九条の会をつくろう!

憲法9条改悪反対署名を広げ、
政治的力関係を変えよう!

連絡先：建設人・九条の会 事務局(建設政策研究所内)

FAX番号 03-3299-8728

建設産業を平和の砦に